



## 地域パスにおける歯科の役割

### 歯科医師

- 1、う蝕・歯周病・義歯等の口腔の問題点に関する咀嚼回復プログラム立案
- 2、現在の食べる障害の程度（藤島のグレード）の記録。原疾患・バイタルサインの安定の確認と口腔機能改善プログラム立案。  
【重症】 Gr1：嚥下困難・不能、嚥下反射が起きない Gr2：誤嚥があり、口腔ケアと基礎訓練のみの適応 Gr3：条件が整えば誤嚥は減り摂食訓練が可能  
【中等症】 Gr4：楽しみとしての摂食は可能（非経口） Gr5：一部（1～2食）は経口摂取が可能 Gr6：3食とも経口可能であるが補助栄養必要  
【軽症】 Gr7：嚥下食で、3食とも経口摂取可能 Gr8：特別なもの以外3食とも経口摂取可能 Gr9：普通食可能であるが、観察と指導が必要
- 3、唾液嚥下時の頸部聴診
- 4、歯科衛生士聞き取り項目の確認と患者指導
- 5、他職種への情報の伝達

### 歯科衛生士

- 1、口腔内の清掃および口腔粘膜の状態改善
- 2、下記問診票の聞き取り
- 3、家族への口腔ケア指導
- 4、歯科医師への報告

### 摂食・嚥下支援聞き取り項目

日常の口腔ケアについて

姿勢（ギャッチアップ・腰、足底の安定・頸部前屈・口腔内麻痺側の確認）

反復唾液嚥下テスト（RSST）

現在の食形態と食具について

摂食状態の確認（ムセ・痰のからみ・口内残留・口渇・声の変化・呼吸の変化・のどにつまる・食べこぼし等のチェック）

食事の時間と疲労度について

平熱より1度以上の発熱（毎回の体温測定あるいは聞き取り）

喉の違和感や痰の量の増加

食欲、体重の減少

初診時に歯科医師と歯科衛生士は、上記項目の聞き取りを実施。その後歯科衛生士は、訪問口腔ケア時にその変化を歯科医師に報告をする。歯科医師は必要に応じて、他職種に伝達をするかV F・V E設置機関に紹介をする。